



2025年5月20日

各 位

会 社 名 石原産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 大久保 浩
(コード番号 4028 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役財務本部長 川添 泰伸
(TEL. 06-6444-1850)

役員に対する業績連動型株式報酬制度（RS信託）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度（以下「RS信託」といいます。）を導入することを決議し、RS信託の導入に関する議案を2025年6月26日開催予定の第102回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. RS信託の導入について

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績連動報酬（年次業績連動報酬及び長期業績連動報酬）」及び非金銭報酬としての「譲渡制限付株式報酬」により構成されておりましたが、今般、「譲渡制限付株式報酬」の新規付与を取りやめ、新たに取締役に対するRS信託による株式報酬制度を導入することといたします。

RS信託は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することにより中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、及び、取締役に交付する株式に退任（当社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、エグゼクティブ・フェロー、参与その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任したことをいいます。以下も同様です。）した直後の時点までの間の譲渡制限を付することにより株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としております。

RS信託の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「年次業績連動報酬」及び「長期業績連動報酬」としてのRS信託による株式報酬により構成されることとなります。

RS信託の導入は、本株主総会における承認可決を条件といたします。

また、本株主総会においてRS信託の導入についてご承認いただいた場合、当社と委任契約を締結している執行役員、エグゼクティブ・フェロー及び参与（以下、総称して「委任型執行役員等」といいます。）、並びに、当社の一部子会社の取締役及び委任型執行役員等に対しても、取締役に對するものと同様の業績連動型株式報酬制度を導入する予定です。この場合、当社委任型執行役員等も当社取締役と同様に、RS信託における信託の受益者となります。また、当社は、委任型執行役員等に対して交付するための株式取得資金につきましても併せて信託いたします。

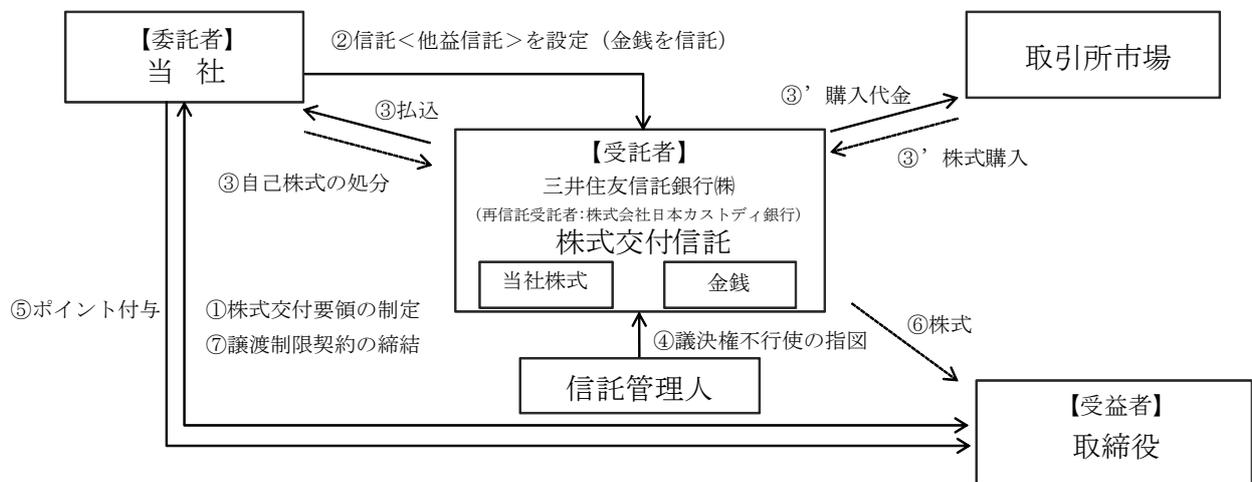
2. RS信託の概要

(1) RS信託の仕組み

RS信託は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される（ただし、下記3.の通り、当該株式については、当社と各取締役との間で譲渡制限契約を締結することにより譲渡制限を付すものとし、）という株式報酬制度です。

また、RS信託においては、本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月の定時株主総会終結の日までの5年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して当社株式が交付されます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として信託期間中の毎事業年度における一定の時期です。

<RS信託の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付要領を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、当社の取締役に交付するための株式取得資金については、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分を受ける方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付要領の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付要領に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付要領及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付された当社株式については、当社と当該取締役との間で、交付日から当社の取締役を退任する日までを譲渡制限期間とする譲渡制限契約を締結します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付要領及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、RS信託において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（2）信託の設定

本株主総会でRS信託の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記（6）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、RS信託において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

（3）信託期間

信託期間は、2025年8月（予定）から2030年8月（予定）までの約5年間とします。ただし、下記（4）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（4）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、対象期間中に、RS信託により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金500百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分を受ける方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、上記のとおり委任型執行役員等に対しても同様の株式報酬制度を導入した場合には、当該制度に基づき委任型執行役員等に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、RS信託を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、RS信託により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金100百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（6）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

（5）本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（4）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細

細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役が付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記（４）の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（６）取締役へ交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付要領に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付要領に定めるポイント付与日（原則として毎事業年度）において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり106,800ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、1ポイントあたりの当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として信託期間中の毎事業年度、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手続を経ることを条件として、本信託の受益権を取得し、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

（７）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（８）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（９）信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付要領及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人

に寄付することを予定しております。

3. 取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(6)②の当社株式の交付に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」という。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、当社が正当と認める理由により取締役が退任した場合等、退任日以後に交付する当社株式について、譲渡制限が付されていない普通株式を交付することがあります。

(1) 譲渡制限期間

取締役は、RS信託により交付を受けた株式（以下「本交付株式」といいます。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任した直後の時点まで（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」といいます。）ものとします。

本交付株式は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて管理される予定です。

(2) 本交付株式の無償取得

- ① 取締役が上記(1)に違反して本交付株式の全部又は一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得します。
- ② 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役が当該各号に該当した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得します。
 - i) 取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - ii) 取締役について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - iii) 取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - iv) 取締役が任期満了、定年又は死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合
 - v) 取締役において法令、当社の社内規程又は本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合
- ③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得します。
 - i) 取締役において、当社若しくは当社グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除きます。）
 - ii) その他本株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

(3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、第2号において当社の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」といいます。）が本譲渡制限期

間の満了時より前に到来するときに限ります。)には、上記(1)にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとします。

- i) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限ります。) 会社分割の効力発生日
- iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- iv) 株式の併合(当該株式の併合により取締役の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限ります。) 株式の併合の効力発生日
- v) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求(会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味します。) 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とします。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託契約日	2025年8月(予定)
信託の期間	2025年8月～2030年8月(予定)
信託の目的	株式交付要領に基づき当社株式を受益者へ交付すること

以 上